

ICT推進支援業務委託 企画提案競技に係る質問への回答

令和8年4月13日

項番	該当文書	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要項	6 参加資格 (5)	情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定につきましては、ISO14000等、同等の認証による代替は可能でしょうか。ご教示願います。 ご参考までに、ISO等の認定書が掲載されているサイトをお送りします。 ISO27001/Pマーク：Certification   Japan Information site ISO9001：Japan_Quality_Certifications   Japan Information site ISO14001：Environment   Japan Information site 情報セキュリティサービス台帳：https://sss-erc.org/iss_book/isas/	ISMS認証 (ISO/IEC 27001) とプライバシーマーク (Pマーク) は情報セキュリティ・個人情報保護に特化した認証であり、目的の異なるISO9001、ISO14000による代替はできません
2	募集要項	8 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認 (1) 提出書類 イ 会社概要【様式第3号】	様式としては1ページで提示されているが、2ページ以降に渡っても問題ないか。その場合にページ数の上限があればご教示いただきたい。	2ページ以上でも問題なく、上限は特に定めておりません。
3	募集要項	8 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認 (1) 提出書類 ウ 業務受託実績調書【様式第4号】	1案件あたりのページ数に上限があればご教示いただきたい。	上限は特に定めておりません。
4	募集要項	8 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認 (1) 提出書類 ウ 業務受託実績調書【様式第4号】	注釈「※この企画提案競技に参加しようとする者が直接受託した実績であること。」について、他社とJV(ジョイントベンチャー、共同事業体)を形成し、顧客との契約窓口が他社となっている案件も対象となるか。	直接受託した実績であることが要件となるので、原則として対象外となります。 しかし、JVの構成員として明確な役割と責任を担い、当該業務において主体的な実績がある場合は、その内容が確認できるよう具体的に記載いただいたうえで、参考情報として提出していただくことは可能です。ただし、その実績を業務受託実績として評価するかは、提出された内容を踏まえて判断させていただきますことを予めご了承ください。
5	評価項目一覧	1 基本事項 (2) 会社概要	別添様式とは【様式第3号】を指しているとの理解でよいか。その場合、同評価項目一覧の提案書記載事項2 ポツ目「情報システムに関するコンサルタント業務等、会社の特色、強み等を記述すること。」については以下のいずれの対応をすべきか。 ①☑様式第3号へ記載するものであり、企画提案書へは記載しない。(1(2)の評価項目は企画提案書ではなく【様式第3号】を元に評価を行う項目。) 記載箇所は【様式第3号】の「会社の経営方針・特色等」もしくは「事業内容」を想定 ②☑様式第3号は参加資格の確認のための用途のみであり、提案書記載事項2 ポツ目は企画提案書に記載する ③☑案書記載事項2 ポツ目は【様式第3号】及び企画提案書の両方に記載し、【様式第3号】及び企画提案書の両方を評価する。	別添様式とは【様式第3号】を指します。 対応としては、①【様式第3号】へ記載し、企画提案書への記載は不要です。
6	評価項目一覧	1 基本事項 (3)情報システムの構想検討、基本計画策定、構築又はこれらに関するコンサルティングの受託実績	別添様式とは【様式第4号】を指しているとの理解でよいか。その場合、同評価項目一覧の提案書記載事項2 ポツ目「上記の実績について、工夫した点、成果、本県の業務に活用できる手法、ノウハウ等を記述すること。」については以下のいずれの対応をすべきか。 ①☑様式第4号へ記載するものであり、企画提案書へは記載しない。(1(3)の評価項目は企画提案書ではなく【様式第4号】を元に評価を行う項目。) 記載箇所は【様式第4号】の「契約目的」もしくは「委託項目」を想定 ②☑様式第4号は参加資格の確認のための用途のみであり、提案書記載事項2 ポツ目は企画提案書に記載する ③☑案書記載事項2 ポツ目は【様式第4号】及び企画提案書の両方に記載し、【様式第4号】及び企画提案書の両方を評価する。	別添様式とは【様式第4号】を指します。 対応としては、①【様式第4号】へ記載し、企画提案書への記載は不要です。
7	仕様書	6. 業務実施の前提条件 (1) 業務実施の前提となる資料	(非公表)の①②③④⑧⑨⑩⑪の資料ですが、機密保持契約等貴県指定の契約を締結することによって閲覧させていただくことは可能でしょうか？ また、可能だった場合、貴県において閲覧、または、紙で借用、ファイルで受領し、ご提案後削除いずれの方法が可能かご教示いただけますと幸いです。	参加申込いただいた後、参加資格確認結果とあわせて、募集要項15 配布資料に記載の資料を電子ファイルで送付いたします。 なお、募集要項14 その他留意事項(2)に記載のとおり、埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用したりすることを禁止します。
8	仕様書	6. 業務実施の前提条件 (2) 関連する業務委託	関連する業務委託に情報セキュリティ対策業務委託が示されており、また、「7.3. 改定業務」の対象ドキュメントに情報セキュリティポリシー(基本方針、対策基準等)がありませんので、情報セキュリティポリシー関連ドキュメントの改定業務は、情報セキュリティ対策業務委託の範囲とされているかどうかをご教示いただけますと幸いです。 また、情報セキュリティポリシー関連ドキュメントが本業務の「7.3. 改定業務」の対象となる可能性がある場合、非公表の情報セキュリティ対策基準を機密保持契約等の締結を前提として閲覧させていただくことは可能でしょうか？その場合の開示方法についてもご教示いただけますと幸いです。	情報セキュリティポリシー関連ドキュメントの改定業務は本委託業務の範囲外であり、情報セキュリティ対策支援業務委託の範囲となります。 非公表の資料については、契約書第17条 秘密の保持等に基づき共有いたします。共有方法については契約締結後、協議の上決定いたします。
9	仕様書	10. 業務実施要件 (7)	ICT推進支援業務に係る企画提案競技に参加することにより、今後の埼玉県の入札案件への制限等はありますか？	仕様書10. 業務実施要件(7)に記載のとおり、受託者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに受託者と緊密な利害関係を有する事業者)は、契約期間中及び契約期間満了後1年間、本県の発注する情報システムの開発及び運用・保守業務に係る入札に参加できないものとしています。 なお、開発及び運用・保守業務には、構想検討、基本計画策定に係るコンサルティングは含まれません。